

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年3月7日（令和6年（行情）諮詢第233号及び同第234号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行情）答申第884号及び同第885号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる41文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書18」、本件請求文書2に係るものを「文書19」ないし「文書41」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が平成29年7月31日付け防官文第11693号、平成30年12月27日付け同第20190号、平成29年8月29日付け同第12809号及び平成30年12月27日付け同第20191号により行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 謝問第233号

(ア) 原処分1関係（aないしgは2017年8月5日付け審査請求書記載のものであり、hは同年9月9日付け審査請求書記載のもので

ある。)

- a 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（略））である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

- b 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

- c 複写の交付が本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- d 一部に対する不開示決定の取り消し。

「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、条項に違反することになる。

同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

- e 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

f　紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

g　対象文書に漏れがないか改めて確認するべきである。

「当該記事一覧」が存在しないとされていることから、対象文書に漏れがないかを不服申立人は確認することができない。念のため、再度対象文書について漏れがないか、確認するべきである。

h　特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

別紙（略）に代表されるように、交付された複写は不鮮明で、本件対象文書の全ての内容を複写していない疑いがある。

(イ) 原処分2関係

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ　諮詢第234号

(ア) 原処分3関係

a　上記ア（ア）aと同じ

b　上記ア（ア）bと同じ

c　上記ア（ア）cと同じ

内容が複写されていないと見られる一例として頁番号の欠落がある。

添付資料とした別件で特定された文書（別紙2（略））には頁番号の記載があるので、本件対象文書には本来、頁番号が記載されているはずだが、交付された複写には見当たらない。

d　上記ア（ア）dと同じ

なおカレッジリクルータとして各大学で広報活動に従事する基礎情報隊隊員が存在（別紙3（略））が複数存在するので、氏名及び階級等の不開示には必要ないと思われる。

e　上記ア（ア）eと同じ

f　上記ア（ア）fと同じ

g　上記ア（ア）gと同じ

(イ) 原処分4関係

上記ア(イ)と同じ

(2) 意見書(添付資料は省略する。)

諮問第233号及び同234号共通

意見：ページ番号が欠落している

本件対象文書は、原本にはページ番号が振られているはずである。

例えば、添付資料とした令和6年諮問第232号で特定された文書には下部中央にページ番号が振られている。

また令和6年諮問第237号で特定された文書には右肩にページ番号が振られている。

本件対象文書にはページ番号が振られているものと、振られていないものがあり、振られていないものはページ番号の欠落によるものと思われる。

第3 諒問序の説明の要旨

1 諒問第233号(原処分1及び原処分2関係)

(1) 経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書17を特定し、平成29年7月31日付け防官文第11693号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った。

原処分1を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、原処分1において開示した文書に加え、文書18を特定し、文書18は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20190号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分2)を行った。

諒問第233号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求1」という。)は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求1について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年6か月、約6年5か月及び約5年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 文書1ないし文書18について

ア 文書1ないし文書17については、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内

にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書18については、文書17とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

(3) 「当該記事一覧」について

文書1ないし文書18は、上記（2）のとおり、システム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

(4) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書1ないし文書16の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 文書17については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

ウ 文書18の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、文書1ないし文書17の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態なく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「複写の交付が文書1ないし文書16の全ての内容を複写しているか確認を求める」及び「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書1ないし文書16と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、「当該記事一覧」の特定を求めるとともに、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる」と主張するが、同条の規定は、「当該記事一覧」の作成を義務付けるものではなく、作成していない。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書17は電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

カ 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか改めて確認するべきである」としているが、文書1ないし文書18の他に本件開示請求1に係る行政文書は保有していないことから原処分1及び原処分2を行ったものであり、本件審査請求1を受け、念のため関係部署において改めて行った探索においても、その存在を確認できなかった。

キ 審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記（4）ウのとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 質問第234号（原処分3及び原処分4関係）

（1）経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書19ないし文書40を特定し、平成29年8月29日付け防官文第12809号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

原処分3を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、原処分3において開示した文書に加え、文書41を特定し、文書4

1は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20191号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第234号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求2について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月及び約5年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 文書19ないし文書41について

ア 上記1(2)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書17」を「文書19ないし文書40」に改める。）

イ 上記1(2)イと同じ（ただし、「文書18」を「文書41」に、「文書17」を「文書40」に、それぞれ改める。）

(3) 「当該記事一覧」について

上記1(3)と同じ（ただし、「文書1ないし文書18」を「文書19ないし文書41」に改める。）

(4) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1(4)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書16」を「文書19ないし文書39」に改める。）

イ 上記1(4)イと同じ（ただし、「文書17」を「文書40」に改める。）

ウ 上記1(4)ウと同じ（ただし、「文書18」を「文書41」に改める。）

(5) 審査請求人の主張について

ア 上記1(5)アと同じ（ただし、「文書1ないし文書17」を「文書19ないし文書40」に改める。）

イ 上記1(5)イと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ウ 審査請求人は、「複写の交付が文書19ないし文書39の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書19ないし文書39と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 上記1(5)エと同じ

また、審査請求人は、「なおカレッジリクルータとして各大学で広

報活動に従事する基礎情報隊が存在（別紙3（略））が複数存在するので、氏名及び階級等の不開示には必要ないものと思われる」として、不開示とした部分のうち、情報資料作成者の氏名及び階級等の開示を求めるが、審査請求人が主張するホームページに掲載されている自衛官は、情報資料作成者ではない。

- オ 上記1（5）オと同じ（ただし、「文書1ないし文書17」を「文書19ないし文書40」に改める。）
カ 上記1（5）カと同じ（ただし、「文書1ないし文書18」を「文書19ないし文書41」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に、「本件審査請求1」を「本件審査請求2」に改める。）
キ 上記1（5）キと同じ（ただし、「原処分2」を「原処分4」に改める。）
ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和6年3月7日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第233号及び同第234号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年4月8日 | 審査請求人から意見書を收受（同上） |
| ④ 同月12日 | 審議（同上） |
| ⑤ 令和7年1月31日 | 令和6年（行情）諮問第233号及び同第234号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1及び原処分3については、文書の再特定及び不開示部分の開示を求め、原処分2及び原処分4については、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。
- ア 文書1ないし文書17は、上記第3の1(2)ア及び同(5)アにおいて説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。
- イ 文書19ないし文書40は、上記第3の2(2)ア及び同(5)アにおいて説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。
- (2) これを検討するに、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、文書1ないし文書17及び文書19ないし文書40は、基礎情報隊において、電磁的記録により作成・管理されていて、紙媒体は保有していない旨の上記(1)並びに上記第3の1(3)及び同(5)才並びに同2(3)及び同(5)才の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。
- (3) なお、諮問庁が、原処分2及び原処分4に至る経緯について、上記第3の1(1)及び第3の2(1)のとおり説明していることに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、本件各開示請求は、請求文言に「基礎情報隊が作成した」という文言があることから、陸上自衛隊基礎情報隊の部内のウェブサイト（以下「部内ウェブサイト」という。）に掲載するか否かにつき、隊長等が掲載を認め、決裁した資料のみが本件請求文書に該当すると判断し、原処分1においては、文書1ないし文書17、原処分3においては、文書19ないし文書40をそれぞれ特定したが、防衛省において再度検討したところ、隊長等が部内ウェブサイトに掲載することを不適当と判断した、文書17及び文書40とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料についても、本件請求文書に該当すると判断したことから、これを文書18及び文書41として特定したことであった。
- (4) また、諮問庁からは、本件各審査請求を受け、念のため改めて、陸上自衛隊基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとの補足説明があったところ、これを覆すに足りる事情はないので、上記探索の範囲等について、特段問題があるとは認められない。
- (5) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書1ないし文書16及び文書19ないし文書39の不開示部分につ

いて

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1（4）ア及び同2（4）アのとおり説明する。

当審査会において文書1ないし文書16及び文書19ないし文書39を見分したところ、標記不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）文書17、文書18、文書40及び文書41について

文書17、文書18、文書40及び文書41を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1（4）イ及びウ並びに同2（4）イ及びウのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、文書17、文書18、文書40及び文書41については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

- （1）審査請求人が、意見書で述べる点（上記第2の2（2））は、その主張自体から開示の実施に関するものであると解されるので、当審査会の判断対象ではないが、念のために、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人の上記指摘については、いずれも原本自体がそのようになっているのであり、上記第3の1（5）ウ及び同2（5）ウで述べたとおり、開示実施文書と原本に齟齬はないとのことであった（なお、諮問書に添付された開示実施文書の写しと諮問庁から提示を受けた本件対象文書を対比しても、この点の諮問庁の説明は首肯し得る。）。

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮詢までに約6年6か月、約6年5か月及び約5年1か月が経過しており、諮詢の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮詢においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第233号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2017年5月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(2) 本件請求文書2 (諮問第234号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2017年6月分）及び当該記事一覧。

2 特定された文書（なお、原処分1及び原処分3の各行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分は、当審査会において修正した。）

(1) 諮問第233号

ア 原処分1関係

文書1 「アルマタ」型戦車の調達数、2017年9月に決定予定

文書2 台湾軍漢光33号演習、澎湖諸島における「三軍統合対着上陸作戦」を実施

文書3 中国第2の空母が進水、范長龍・中央軍事委員会副首席が進水式に出席

文書4 北朝鮮、総連機関紙の朝鮮新報「北の打撃示威、米空母に対応するため」

文書5 韓国大統領選挙候補者別の国防改革等に関する公約

文書6 ロシア南部軍管区第8軍に砲兵旅団及びロケット旅団が編入予定

文書7 空母「ジェラルド・R・フォード」に関する評価

文書8 北朝鮮、新型多連装ロケット「KN-16」を開発か

文書9 台湾「漢光33号」指揮所演習、中国軍による斬首攻撃対抗策を演練

文書10 中国空軍空挺某旅団、降下訓練を実施

文書11 中国陸軍の集団軍の変遷

文書12 ユジノ・サハリンスクにおける対独戦勝第72周年記念軍事パレードについて

文書13 軍事とIT（弾道ミサイル防衛とC2BMC）

文書14 台湾軍、再び「漢光33号」実動演習の予行を実施

文書15 台湾第1作戦区、「漢光33号」演習の予行を実施

文書16 中国陸軍の兵営で笑顔を探す

文書17 各国データベース

イ 原処分2関係

文書18 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、
欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情
報資料（2017年5月分）に係る行政文書のうち、原処分1
により開示決定した以外の文書

（2） 質問第234号

ア 原処分3関係

文書19 國際演習「ポイスク（搜索）2017」に向けた準備の協
議について

文書20 中国陸軍第82集団軍某師団、朱日和に機動し訓練をする
可能性

文書21 水陸両用偵察大隊、「漢光33号」実動演習において、特
殊作戦を実施

文書22 ロシア太平洋艦隊によるマトゥア（松輪）島調査につい
て

文書23 中国海軍遠洋航海編隊、スリランカに到着し救援物資を寄
贈

文書24 台湾海軍陸戦隊、「漢光33号」演習において、上陸作戦
を実施

文書25 北朝鮮、アジア太平洋平和委員会報道官談話、米のICB
M迎撃訓練を非難

文書26 韓国政府、国務総理に李洛淵氏を正式任命

文書27 中国陸軍第82集団軍某師団、合成大隊による訓練を実
施

文書28 中国空軍空挺某航空部隊、海上目標を想定した長距離機動
を検証

文書29 北朝鮮、労働新聞「ICBM試験発射、遠くない」

文書30 韓国文政権、戦時作戦統制権の移管を推進か

文書31 ザバイカル地方のロシア東部軍管区のロケット旅団がアス
トラハン州で「イスカンデル-M」を受領

文書32 北方領土に所在するロシア軍の機動部隊に名誉名称授与

文書33 中国軍、「八一勲章」を新設

文書34 台湾海巡署、「海安9号演習」を実施

文書35 韓国の第62回顯忠日における大統領の追悼辞

文書36 北朝鮮、軍需関係者らが軍服で登場、金正恩の「軍服政
治」か

文書37 米陸軍が黒海地域で大規模演習「セイバー・ガーディアン

「2017」を計画

文書38 兵士の命を救う使い易い新型四肢接合部止血帯

文書39 中国空軍、第11期女性飛行士学生に35名を採用予定

文書40 各国データベース

イ 原処分4関係

文書41 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、
　　欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情
　　報資料（2017年6月分）に係る行政文書のうち、原処分3
　　により開示決定した以外の文書